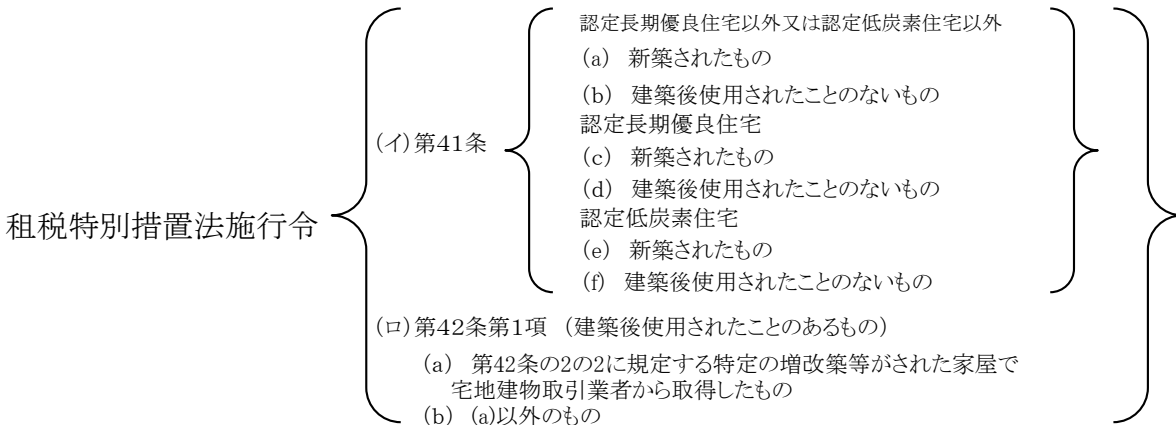


# 住宅用家屋証明申請書



の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

令和 年 月 日

愛知県あま市長 殿

申請者 住所  
氏名

新築 取得 した者	住所	
	氏名	
	取得年月日	令和 年 月 日
家屋	所在地	あま市
	家屋番号	番
	新築年月日	令和 年 月 日
	取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
	床面積	1階 m <sup>2</sup> ・ 1階以外 m <sup>2</sup>
	構造	造
	区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
	居住状況	(1) 入居済 (2) 入居の予定
	工事費用の総額 (ロ(a)の場合に記入)	円
	売買価格 (ロ(a)の場合に記入)	円
申立欄	入居予定年月日	令和 年 月 日
	現在の家屋の 処分方法等	
	入居が登記の 後になる理由	
	尚、証明書交付後 この申立に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消しされ、登録免許税の追徴を受けても異議ありません。	
	氏名	印

# 記 載 要 領

- 1 [ ]の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○で囲み、(イ)を○で囲んだ場合は、更に(a)又は(f)のうち該当するものを○で囲み、(ロ)を○で囲んだ場合は、更に(a)又は(b)のうち該当するものを○で囲むこと。  
(建築確認通知書及び建築後使用されたことのない家屋については、家屋未使用証明書)
- 2 「取得年月日」欄は、所有権移転の日を記載して下さい。なお(a)を○で囲んだ場合は、記載しないで下さい。(売買契約書、売渡証書等)
- 3 「新築年月日」欄は、(イ)(b)、(d)、(f)を○で囲んだ場合は記載しないで下さい。(登記簿謄抄本等)
- 4 「取得の原因」欄は、所有権の移転登記の場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○で囲んで下さい。(売買契約書、代金納付期限通知書等)
- 5 「床面積」「構造」欄は、登記簿に記載された床面積、構造を記載して下さい。既存住宅については建築後20年以内(耐火構造については25年以内)であること。(登記簿謄抄本等)
- 6 「区分建物の耐火性能」欄は、区分建物について証明を申請する場合に(1)又は(2)のうち該当するものを○で囲んで下さい。  
なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記簿に記載された構造が石造、レンガ造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○で囲んで下さい。(建築確認書等)
- 7 「居住状況」欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○で囲んで下さい。(住民票)
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施工令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載して下さい。
- 9 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載して下さい。
- 10 「申立欄」の各欄は、「居住状況」欄を(2)を○で囲んだ場合に記載し、新築した方又は取得した方が記名捺印して下さい。
  - (1) 「入居予定日」欄は、いつから自己の居住の用に供するかを記載して下さい。
  - (2) 「現在の家屋の処分方法」欄は、現在居住している家屋の処分方法を次の例により具体的に記載して下さい。
    - ・第三者に売却(予定) (当該家屋の売買契約(予約)書等及び現在の住民票)
    - ・第三者に賃貸(予定) (当該家屋の賃貸借契約(予約)書等及び現在の住民票)
    - ・親族が居住(予定) (当該親族の申立書等及び現在の住民票)
    - ・現在居住している家屋は借家等 (証明申請者と家主の間の賃貸借契約書等及び現在の住民票)
  - (3) 「入居が登記の後になる理由」欄は、新築又は取得した家屋への入居が登記の後になる理由を具体的に記載して下さい。
    - ・資金を借りるため抵当権設定 (新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書等)
    - ・前住人が未転出 (前住人と証明申請者等との間の引渡期日の記載のある売買契約書)
    - ・本人又は家族の病気等 (診断書等やむを得ない事情を明らかにする書類)

( )資料は、それぞれの欄の事項を確認するため持参していただく資料です。  
確認後はお返しいたします。